



地域課題解決型キャリア教育『烏山学』 那須南病院での烏山高校生の様子

広報

MINAMINASU KOUIKI



こういき

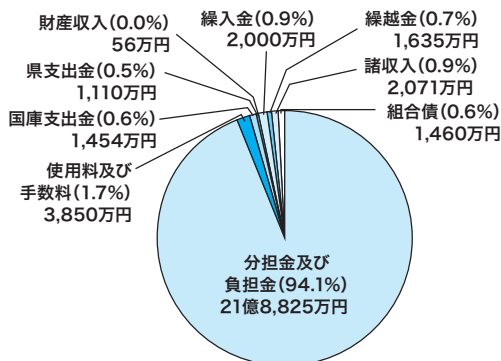
- ・平成 29 年度決算報告…………… 2
- ・職員の給与のあらまし、平成 29 年度情報公開及び
個人情報保護制度の運用状況…………… 3
- ・ごみの分別を徹底しましょう…………… 4
- ・家庭ごみの直接搬入について…………… 5
- ・南那須地区の休日当番医体制変更のお知らせ
新人紹介…………… 6
- ・相次ぐ災害に備える…………… 7
- ・違反対象物公表制度、応急手当優良事業所認定制度
「救マーク」がスタートします…………… 8
- ・病児保育所ご利用のお知らせ…………… 9
- ・救急医療体制と当院の役割…………… 10

平成29年度 決算報告

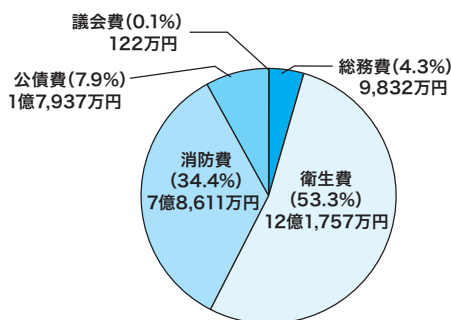
平成29年度の一般会計及び病院事業会計の決算が、9月28日に開かれた平成30年第3回議会定例会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

一般会計

●一般会計歳入総額 23億2,461万円



●一般会計歳出総額 22億8,259万円



■歳入

歳入については、構成市町からの負担金が最も多く、21億8,825万円で歳入総額の94・1%を占めています。

■歳出

歳出については、衛生費が最も多く、次いで消防費、公債費となっています。

また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち2,000万円を財政調整基金へ積立てを行いました。

主な事業としては、ごみ処理施設定期改修工事を行いました。このほか、高規格救急自動車及び消防指揮車の更新を行いました。

病院事業会計

■収益的収入及び支出

病院事業収益は、25億1,650万円、病院事業費用は、26億3,126万円で差し引き1億2,961万円の純損失となりました。

損失の要因としては、二つあげられます。一つは、急性期病棟の入院患者数の減少等に伴う収益の減少によるもので、もう一つは診療体制の充実のための人件費の増加によるものです。

■資本的収入及び支出

資本的収入は、1億5,332万円、資本的支出は、2億5,209万円で、収支不足額9,877万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

支出の主なものは建設改良費で、脳波計など医療機器等の購入費用になります。

収益的収入及び支出

病院事業収益	25億 165万円
医業収益	21億8,205万円
医業外収益	3億1,960万円
病院事業費用	26億3,126万円
医業費用	25億2,371万円
医業外費用	1億 184万円
特別損失	571万円

資本的収入及び支出

資本的収入	1億5,332万円
企業債	2,080万円
他会計負担金	1億2,916万円
長期貸付金返還金	336万円
資本的支出	2億5,209万円
建設改良費	4,842万円
企業債償還金	1億9,695万円
投資	672万円

資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成29年度決算に係る資金不足比率を公表いたします。

那須南病院事業会計においては、平成29年度決算における資金不足額は生じておりません。

そのため、左の表の数値欄は「—」と表示されます。

資金不足比率		
公営企業会計名	平成29年度数値	経営健全化基準
那須南病院事業会計	—	20.0%

資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

南那須地区広域行政事務組合職員の給与のあらまし

職員の平均給料月額・平均給与月額、平均年齢と職員数についてお知らせします。

職員の給与額は、公務員と民間を比較して人事院が毎年勧告する国家公務員の給与に準じて改定しています。今回掲載した内容は、平成30年4月1日現在のものです。

一般職員

区 分		一般行政職	消防職
平成30年 4月1日現在	平均給料月額(円)	300,121	264,636
	平均給与月額(円)	343,859	334,674
	平均年齢(歳)	42歳6月	34歳6月



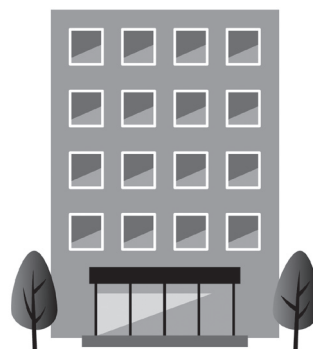
病院職員

区 分		医 師	医療技術員	看護師
平成30年 4月1日現在	平均給料月額(円)	449,741	264,119	284,409
	平均給与月額(円)	1,327,179	332,990	376,101
	平均年齢(歳)	42歳5月	37歳4月	43歳4月

区 分		一般行政職	技能労務職
平成30年 4月1日現在	平均給料月額(円)	267,542	248,069
	平均給与月額(円)	318,752	341,403
	平均年齢(歳)	39歳5月	39歳6月

職員数

区 分	平成30年4月1日現在		
	職員数(人)	うち、再任用	うち、派遣
総 務 課	6		1
管 理 課	3		1
保健衛生センター	14		1
施設整備室	1		
消 防	100	1	
病 院	175	2	10
合 計	299	3	13



平成29年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況

当組合では、行政に関して住民に説明する責務を全うするとともに、公正で開かれた行政を推進するため、「情報公開条例」に基づき組合の行政情報を公開しています。

また、「個人情報保護条例」により、組合の保有する個人情報の適正な取り扱いと本人からの情報公開開示請求等に関する手続を定め、プライバシーの保護に努めています。

これらによる「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」の運用状況については、毎年1回、その概要を公表することになっています。

◎平成29年度は、情報公開及び個人情報の開示請求はありませんでした。

ごみの分別を徹底しましょう

「燃やすごみ」と
「燃やさないごみ」の
分け方・出し方の再確認を
お願いします。



燃やすごみ

ごみステーションから回収され、収集車で保健衛生センターに搬入される「燃やすごみ」の中には、金属製品やガラス製品、資源物（缶類・ビン類・ペットボトル等）などの混入が多く見受けられます。中にはスプレー缶やカセット式ガスボンベ、ライターなどが混入しているケースもありました。

これらの不適物の混入は、機械設備の故障や火災・爆発の原因となる恐れがあり、施設の利用者や作業する職員の人命にもかかわる重大な事故につながる危険もあります。

ごみ収集車やごみ処理施設での火災・爆発事故は、全国的にもたくさん発生しています。

「燃やすごみ」を出すときは、袋を閉じる前に、不適物が混入していないか、再確認していただくようご協力をお願いします。

焼却炉から出てきた不燃物



燃やさないごみ

「燃やさないごみ」の中に混入している不適物として多いのは、ビン類や缶類などの「資源物」とプラスチック製品等の「燃やすごみ」です。

収集車で搬入されるごみの量は1台当たり約1～2トンで、大きい収集車だと約3トンにもなります。

収集車から降ろしたごみは、①燃やすごみと粗大ごみ②金属製品（鍋、金属のふた、ポット等）③資源物（ビン類・缶類）の順に手作業で分別を行ってから磁選機やアルミ選別機で再度選別を行っています。

しかしながら、「燃やすごみ」や「資源物」の混入量が多いため、限られたスペース、限られた時間での分別には限界があり、分別できなかったごみは、最終処分場に埋め立てられることになります。

ご家庭で行うごみの分別は、再利用できる資源を増やし、ごみ処理にかかる費用を減らします。更なる分別の徹底をお願いします。

ごみの出し方や分け方に困ったときは、市や町のホームページ等で確認してください。

■収集車から降ろした直後の「燃やさないごみ」



■不適物と金属製品を取り除いた後



■「燃やさないごみ」の中に混入している不適物

資源物：ビン類やアルミ缶・スチール缶は、それぞれの収集日に「資源物」として出してください。

空き缶や缶詰には、分別マークがついています。

可燃物：プラスチック製品は、「燃やすごみ」の日に出してください。

■ハンガー、洗面器などの可燃物



■ビン類の1日分の総量です



■ 家庭ごみの直接搬入について

大掃除などで一時的に多量のごみが出た場合やコンテナに入らない粗大ごみを処分する場合には、保健衛生センターに直接搬入することができます。

直接搬入をご希望の方は、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「ごみの分け方・出し方」で分別方法を確認し、必ず分別してからお越しください。

【平日の受入】 月曜日～金曜日

（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

【休日の受入】

第一日曜日

平成31年（2019年）

1月6日（日）・2月3日（日）

3月3日（日）・4月7日（日）

5月5日（日）・6月2日（日）

【受入時間】

午前の部 8時30分～11時30分

午後の部 13時00分～16時30分

【料 金】

一般家庭ごみ 10kg当たり 40円

お 願 い

■お持ち込みの際は、職員の誘導・指示に従ってください。

■受け入れできないごみは、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「保健衛生センターで処理できないごみ」をご参照ください。

■休日は混雑が予想されますので、状況により長時間お待ちいただく場合があります。時間にゆとりをもってお越しください。

■ごみステーションに出せるごみは、なるべくごみステーションをご利用ください。

■事業系ごみの休日受け入れは行っておりませんのでご注意ください。

■ ソファやマットレス等を搬入する場合の注意点

ソファやマットレス等でスプリングが入っているものは、あらかじめ分解し、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」に分別してから搬入してください。



南那須地区の休日当番医体制変更のお知らせ

現在、南那須地区では休日昼間の初期救急診療を、那須烏山市及び那珂川町で各1医療機関で実施しておりますが、平成31年4月から、南那須地区で1医療機関の当番医制に変更となります。

今後、詳しくは那須烏山市のホームページ及びお知らせ版、那珂川町のホームページ、広報及びケーブルテレビ等をご確認ください。

保健衛生センター

今年度4月1日付で
採用された職員を
紹介します。



伊藤 紗香

4月から保健衛生センターに配属となり半年が経過しましたが、まだまだ未熟なため先輩方の指導のもと学ぶことの多い毎日です。

今後も初心を忘れず、常に向上心を持って業務に取り組み、地域の皆様のお役に立てるよう努力していきます。

フレッシュファイヤーマン



中村 寛太

今年度から新卒採用として念願の消防士になることができました。まだまだ未熟で至らないことだらけですが、消防学校で身につけた技術と体力を活かして少しでも早く先輩たちに追いつき、現場の最前線で活躍できるようにしたいです。市民の皆様が安心した生活を送れるように日々精進していきたいです。



常盤 郁哉

今年度から那須烏山消防署に配属されました。

消防学校で培った知識・技術・体力・団結力を活かし、先輩方に追いつけるよう日々新たな知識・技術を吸収し、いち早く現場で活躍できるよう頑張ります。これからよろしく願います。



高橋 剛志

今年度から南那須地区広域行政事務組合消防本部の職員となりました。

消防学校で消防士の基礎を半年間学んできました。とても充実した半年間になりました。知識、技術ともにまだまだ未熟ではありますが、誰からも信頼され、現場で活躍できる消防士になれるよう日々精進していきたいです。よろしく願います。



関谷 陸

幼い頃からの夢だった消防士になることが出来ました。社会人1年目で、知識、技術、共にまだまだではありますが、高校野球で培った精神力、そして消防学校で学んだことを生かして1日でも早く先輩方に追いつき、現場でしっかり動けるようになり、お世話になった地元へ恩返しができるよう、これから一生懸命頑張りますのでよろしく願います。

相次ぐ災害に備える

今年9月に、非常に強い勢力をもった台風21号が四国に上陸し、その後も速度を上げて進んだことから各地で猛烈な風が吹きました。関西空港・和歌山市では58mの観測1位の記録を更新し、建物の屋根が飛ばされる、建設現場のクレーンが折れる、自動車が横転するなどの被害があり、過去最高潮位も記録しました。

台風21号の影響がまだ残っている9月6日には、北海道胆振地方で強い地震が起き、厚真町では震度7を観測しました。北海道で震度7を観測したのは初めての事です。全国各地において、私たちが過去に経験した事の無い、大きな地震が今後も発生する確率が高くなっています。

また、気象現象の悪化が地球温暖化の影響と特定は出来ないものの、豪雨や猛暑などの異常気象が増えているのは、長期的な温暖化の傾向と考えられています。

温暖化が進むと放出される水蒸気が増え気温が1度上がるごとに、大気中の保持できる水蒸気の量は7%増加すると言われています。その結果、水蒸気の放出によって水分を奪われる陸地では干ばつが起きやすくなり、熱帯の海では強い台風が発生しやすくなります。また、大気中に含まれた大量の水蒸気は、豪雨となり被害をもたらすことになります。

地球温暖化は、長期間にわたって進行する現象で、その影響は今年に限ったことではないことを考えると、今から温暖化に対応して様々な防災対策を見直し対応策を考えておくなくてはいけません。

7年前に起きた「東日本大震災」では、私たちの想像をはるかに超えた激震と、巨大津波により多くの尊い人命・財産が失われるとともに、原子力発電所の事故が発生し、戦後最大規模の災害となりました。一日も早い復興を期待しておりますが、

まだ終結には至っておりません。この震災の教訓からも、大規模な災害に対応していくには、地域における総合的な防災力を向上させていく事が重要課題となっています。

また、今後発生が予測される「南海トラフ地震」や「首都直下型地震」などの大規模地震、集中豪雨による水害など、さまざまな自然災害の発生を見据えた対応が大切になります。

気象状況が変わり、災害の様相が変わり始めました。本当に変わるべきなのは、一人ひとりの防災意識なのだと、近年の災害は私たちに教えているように思います。

これからは、災害発生時を想定した訓練が重要であり、被害を最小限にいくとめるには、日頃の防災意識の高揚が課題となります。今後は、行政区長を中心に、消防団・防火クラブ・その他の組織などの協力を得ながら、多種多様な訓練を開催することにより、避難場所および避難後の対応についての確認や、生活弱者や一人暮らし世帯の確認等を図り、自助・共助の精神を徹底しながら、

災害に強い街づくりを進めて行きましょう。

「今後、各地域においての防災訓練・防災研修会などを計画する際には、最寄りの消防署へご相談ください。」

連絡先

●那須烏山消防署

那須烏山市神長880番地1

Tel:82-2009

●那珂川消防署

那珂川町馬頭2337番地1

Tel:92-2800



違反対象物公表制度



運用開始 平成 31 年 4 月 1 日～

違反対象物公表制度とは

建物を安心してご利用いただくために、重大な消防法令違反のある建物を南那須地区広域行政事務組合消防本部のホームページに掲載するものです。

公表の対象となる建物

飲食店・百貨店等の不特定多数の方が利用する建物や病院・福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。(特定防火対象物)

公表の対象となる違反

消防法令で義務付けられている、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」が設置されていない重大な消防法令違反です。



屋内消火栓設備

スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表する内容

①建物名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

公表の方法

南那須地区広域行政事務組合消防本部のホームページに掲載します。

違反対象物公表制度については、下記にお問い合わせ又はホームページでご確認ください。

南那須消防本部

Q 検索

南那須地区広域行政事務組合消防本部 予防課 ☎0287 - 83 - 8802

応急手当優良事業所認定「救マーク表示制度」がスタートします！

南那須地区消防本部では、安心・安全の地域づくりを目指して、住民が利用する各種施設や学校、会社などで、急病や怪我人などが発生した時に、迅速かつ適切な応急手当などの対応が出来る施設を「応急手当優良事業所」として認定する「救マーク表示制度」を、平成31年1月から開始します。

認定施設には、認定証を交付するとともに、住民の方がより安心して利用できるよう、出入り口などに表示する認定マーク（救マーク）を交付します。またホームページなどでも認定状況を公表いたします。

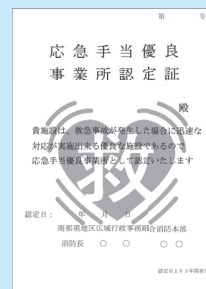
【救マーク】 救護・救命・救急・救う

※認定は、下記3項目のすべてに適合する施設が、消防署に申請することで認定が受けられます。

- 1、AED（自動体外式除細動器）が設置されている。
- 2、全従業員の30%以上が3年以内に普通救命講習以上の講習を受講している。
- 3、営業または就業時間内に、上記の講習修了者が常時1名以上施設内に勤務している。

☆詳しくは各消防署へお問い合わせください。

那須烏山消防署 ☎82-2009・那珂川消防署 ☎92-2800



病児保育所ご利用のお知らせ

那須南病院では病児保育所を開設しており、病気の回復していないお子さんを保護者のご都合（勤務等）で、ご家庭で保育できないときに、一時的にお子さんをお預かりしています。

ご利用について

利用できる児童

- ・那須烏山市・那珂川町に住所を有する生後 10 ヶ月～小学 6 年生
- ・保護者が那須烏山市内の事業所に勤務する生後 10 ヶ月～小学 6 年生

保育定員

1 日 3 人まで（お子さんの状態やその時の予約状況により、定員未満でもお預かりできない場合もあります）

保育時間

月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 6 時（延長は出来ません）
休園日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

利用料金（日額）

- ・那須烏山市・那珂川町に住所を有する方：2,000 円
- ・那須烏山市内の事業所にお勤めの方：3,000 円



ご利用方法

1 事前登録

病児保育所のご利用には事前登録が必要になります。「病児保育利用登録書※」に必要事項をご記入のうえ、那須南病院 総務課 にご提出ください。

2 病児保育所の仮予約の連絡

希望日のご利用について、那須南病院 総務課へ仮予約の連絡をしてください。
受付時間：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

3 かかりつけ医を受診

「診療情報提供書（利用連絡票）※」を持参して、かかりつけ医を受診し、診察結果を記入していただきます。

4 病児保育所の本予約の連絡

ご利用希望日前日までに、那須南病院へ本予約の連絡をします。

5 病児保育所入所

当日に「病児保育事業利用申請書※」、かかりつけ医が発行した「診療情報提供書（利用連絡票）」、「利用時の持ち物」を持参し、お子さんを預けます。

6 お子さんのお迎えと利用料金の支払い

午後 6 時までにお子さんのお迎えと、利用料金のお支払をお願いします。

※登録等に必要書類各種は、那須南病院のホームページよりダウンロードができます。

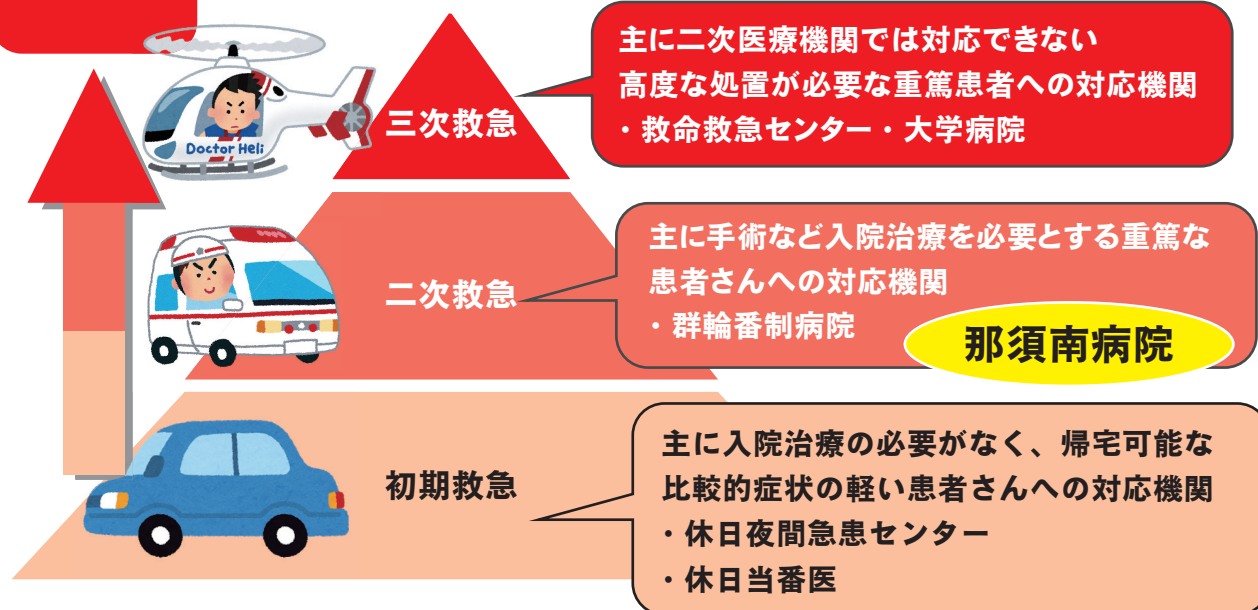


予約・お問い合わせ 那須南病院 総務課 ☎0287-84-3911

救急医療体制と当院の役割

那須南病院は、二次救急を担っております

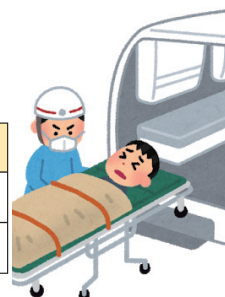
症状緊急性



那須南病院は南那須地区の救急医療を担っている医療機関です。救急医療圏では、上の表の通り当院のような二次救急の下に初期救急が設置されています。初期救急とは、休日夜間急患センターおよび休日当番医のことです。栃木県内では、南那須地区のみ休日夜間急患センターの設置がない為、日中は休日当番医、夜間は当院がその役割を担っています。

那須南病院救急外来の現状

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
救急外来総数	5,985	5,762	5,532	5,446	5,337
救急車受入れ数	1,272	1,333	1,260	1,246	1,217



○ 地域医療を守るために自分たちができること ○

休日の日中において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症な患者の治療に支障をきたすケースが発生しております。まずは、休日当番医へご相談下さい。

【日曜日・祝日の医療体制】

午前・午後：休日当番医へご相談下さい。（南那須医師会の医師により当番制です）

時 間：9：00～17：00

※受診の際は、新聞、那須烏山市のホームページ及びお知らせ版、那珂川町のホームページ、広報及びケーブルテレビ等をご確認下さい。



注意：夜間の救急医療については、当院が担当となりますのでご相談ください。

こんな時、ありませんか？「救急車を呼ぶ？ 病院に行く？ 迷ったときは！」

とちぎ救急医療電話相談
(大人の救急電話相談)
へご相談ください。

電話 #7111

(携帯電話・プッシュ回線以外は 電話:028-623-3344)へ

とちぎ子ども救急電話相談
(子ども救急電話相談)
へご相談ください。

電話 #8000

(携帯電話・プッシュ回線以外は 電話:028-600-0099)へ

出来るだけ、医療機関の診療時間内に受診することをお勧めいたします。
皆様の、ご協力をお願いいたします。